

令和4年度 一般会計歳出 第6款3項3目親子保健費 12節(14) 産後母子ケア事業委託料

受付 番号	種目番号 —	連絡先 こども青少年局こども家庭課	委託担当 ふりがなほそかわ 担当者名 細川 T E L 671-2455
----------	-----------	----------------------	---

設 計 書
(助産院用)

1 委託名 令和4年度横浜市産後母子ケア事業(ショートステイ・デイケア)業務委託

2 履行場所 受託者が指定する実施施設

3 履行期間
■期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
又は期限 □期限 令和 年 月 日まで

4 契約区分 □確定契約 □概算契約 単価契約

5 その他特約事項 なし

6 現場説明 ■不要

□要(月 日 時 分 場所)

7 委託概要

市内に住所を有する産後4か月未満(早産児については修正月齢4か月未満)の乳児及びその母であって、家族等から産後の援助を受けられない者について、ショートステイ及びデイケアを実施する。

8 部 分 払

■ す る (12 回以内)

□ し な い

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量 (概 算 数 量)	単 位	単 価	金 額 (概 算 金 額)
母子ショートステイ (生活保護世帯・ 市民税非課税世帯)	令和4年4月～ 令和5年3月	実績による	回		
母子ショートステイ (市民税課税世帯)	令和4年4月～ 令和5年3月	実績による	回		
母子ショートステイ (多胎児加算・2人目から 1人につき)	令和4年4月～ 令和5年3月	実績による	回		
母子デイケア (生活保護世帯・ 市民税非課税世帯)	令和4年4月～ 令和5年3月	実績による	回		
母子デイケア (市民税課税世帯)	令和4年4月～ 令和5年3月	実績による	回		
母子デイケア (多胎児加算・2人目から 1人につき)	令和4年4月～ 令和5年3月	実績による	回		
事務費	令和4年4月～ 令和5年3月	実績による	人		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委 託 代 金 額

・ —

内 訳 業 務 価 格

・ —

消費税及び

地方消費税相当額

・ —

委託訳書

横浜市こども青少年局

令和4年度横浜市産後母子ケア事業（ショートステイ、デイケア）
業務委託仕様書（助産所用）

1 件名

令和4年度横浜市産後母子ケア事業（ショートステイ、デイケア）業務委託

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 目的

育児が安定する産後4か月までの期間に、家族等からの援助が受けられず、若年出産など何らかの問題を抱え育児支援を必要とする母子を対象に、母子デイケアや母子ショートステイにより育児知識や技術を学ぶことで育児不安の解消や児童虐待の未然防止をすることを目的とした「横浜市産後母子ケア事業（以下「本事業」という。）」を行うことを目的とする。

4 一般的事項

- (1) 本事業は、横浜市産後母子ケア事業（ショートステイ、デイケア）実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施するものとし、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 受託者は、本事業の基本理念に基づいて、区福祉保健センターこども家庭支援課及び児童福祉・母子保健関係機関等と連携・協力し、事業を実施するものとする。

【事業の基本理念】

- ア 産褥期の母親の心身の状況及び家族背景等を的確に把握し、利用者の個別性を踏まえた心身の安定と育児不安を解消するための支援を行う。
- イ 家庭に戻ってからも子どものいる生活を安心して送れるよう、育児スキルや生活のイメージを持てるよう支援を行う。
- ウ 子どもと家庭を支援する行政機関や周産期の医療機関等との連携を図り、母子への支援を行う。

- (3) 受託者は、次に掲げる資料を本事業の実施医療機関に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区福祉保健センター及び横浜市こども青少年局に報告するものとする。

- ア 委託契約書及び仕様書
- イ 会計関係書類
- ウ 人事労務関係書類
- エ 利用者関係書類
- オ その他必要書類

5 実施医療機関

- (1) 本事業の実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）は、横浜市こども青少年局長が本事業を実施するに適當と認める医療機関とする。
- (2) 実施医療機関の内、医療法に規定する助産所の基準は、次のとおりとする。
- ア 母子デイケア及び母子ショートステイサービスを提供する場所は個室を確保すること。
 - イ 個室の床面積は 6.3 m²以上であること。
 - ウ 入浴施設及び沐浴指導施設を確保すること。
 - エ 食事を提供できること。

6 人員配置

- (1) 責任者の配置
本事業に係る責任者を配置すること
- (2) 母子デイケア
常時 1 人以上の助産師を配置すること
- (3) 母子ショートステイ
常時 1 人以上の助産師を配置すること

7 実施日及び実施時間

- (1) 母子デイケア
- ア 実施日は、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から土曜日までとする。
 - イ 実施時間は、原則として 9 時から 17 時までの 8 時間とする。
- (2) 母子ショートステイ
- ア 実施日は、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から日曜日までとする。
ただし、出産後継続して同一施設を利用する場合に限り、12 月 29 日から 1 月 3 日の利用もできるものとする。
 - イ 実施時間は、0 時から 24 時までを 1 日とし、原則として入所時刻を 9 時、退所時刻を 17 時とする。なお、利用者の希望を踏まえて入所及び退所の時刻は、受託者が決定できるものとする。

8 委託する業務の範囲

- (1) 「横浜市産後母子ケア事業利用決定通知書（第 2 号様式の 3）」及び「横浜市産後母子ケア事業利用依頼票」に基づく、利用者への事前連絡（来所時刻・利用希望等の確認）
- (2) 利用者への母子ケアサービスの提供内容（母の心身の健康状態のチェック、乳房ケア、赤ちゃんの体重測定、沐浴指導、スキンケア、家庭での育児方法の相談など）の説明と同意
- (3) 利用料の自己負担額の徴収と領収書の発行
- (4) オプションサービスを利用する場合は、その費用全額の徴収と領収書の発行
- (5) 母子デイケア又は母子ショートステイにおいて、次のサービスの提供
- ア 産後の母体管理及び生活面の指導

- イ 乳房手当、乳房トラブルケア
- ウ 授乳方法
- エ 沐浴方法
- オ 発育・発達のチェック
- カ 体重・排便チェック
- キ スキンケア
- ク 家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方に関する相談及び指導
- ケ その他の必要とする保健指導

(6) 実施報告

「横浜市産後母子ケア事業実施報告書（第5号様式）」を作成し、利用終了後、別途横浜市が指定する期間内に区福祉保健センターに提出すること。

(7) 費用請求事務

次の書類を作成し、別途横浜市が指定する期限までにこども青少年局こども家庭課に提出すること。

なお、事務費については、各利用者が最初に利用した日の属する月の翌月に、ショートステイ又はデイケアの費用と併せて請求すること。

- ア 横浜市産後母子ケア委託料請求書（第4号様式）
- イ 横浜市産後母子ケア事業利用報告書（第6号様式）
- ウ 横浜市産後母子ケア事業実施報告書（第5号様式）の写し

(8) 利用者からの問い合わせへの対応

(9) 利用者からの苦情への対応

(10) こども青少年局が実施する産後母子ケア事業の実施に関わる打合せ等への参加

9 利用可能日等の報告

受託者は、母子デイケア及び母子ショートステイの受入が不可能となった場合は、ただちにこども青少年局こども家庭課に報告するものとする。

10 パンフレット等の作成

母子デイケア及び母子ショートステイについて、利用者に案内するためのパンフレット及びチラシ等を用意すること。なお、内容については、こども青少年局こども家庭課と協議し作成すること。

11 利用料及び利用者自己負担額について

(1) 母子デイケア

1日の利用料は、20,400円とする。

ただし、多胎児については2人目の子から、子が1人増えるごとに10,200円を加算する。

利用者の自己負担額は、2,000円とする。なお、市民税非課税世帯及び生活保護世帯については、利用料を徴収しない。

(2) 母子ショートステイ

1日の利用料は、30,600円とする。

ただし、多胎児については2人目の子から、子が1人増えるごとに15,300円を加算する。

1日とは、0時から24時までとする。

利用者の自己負担額は、3,000円とする。なお、市民税非課税世帯及び生活保護世帯については、利用料を徴収しない。

12 委託料

横浜市は、利用料と利用者の自己負担額の差額及び利用者（母子）1組につき1,020円の事務費（※）を委託料として、受託者に支払う。

※同一の利用者につき1回限り請求可能。

13 キャンセル料

利用者からのキャンセルの連絡が、利用日の前々日の17時までになかった場合に限り、事業者は、利用者からキャンセル料を徴収することができる。キャンセル料は、デイケアは2,000円、ショートステイは3,000円とする。

ただし、他医療機関から退院後、直接利用する場合に限り、医師の判断により退院が延期になった際のキャンセル料は、横浜市の負担とする。

14 事業実施に関する事項

- (1) 医療法（昭和23年法律205号）に定める医療機関であること
- (2) 医療監査で「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査」の直近の結果で重大な指摘を受けていないこと。
- (3) 自院で出産した母子以外の産後4か月未満の子（早産児については修正月齢4か月未満）を持つ母子についても同様に利用者の受け入れを行うこと。
- (4) 従事者に対し、年1回以上定期健康診断を実施し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。
- (5) 従事者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (6) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。
- (7) 実施施設の食品衛生管理に十分配慮し、産後の母子に適した食事の提供に努めること。
- (8) 実施施設の環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (9) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (10) 事故等の緊急事態の備え、契約後、速やかに同事業に関わる損害保険等に加入すること。
- (11) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。

(12) 業務従事者の氏名をこども青少年局こども家庭課に報告すること。また、変更があった場合は、速やかに変更の届出を行うこと。

15 情報の取扱いに関する事項

個人情報保護の措置について、受託者は、別添の「個人情報取扱特記事項」に基づき、事業実施にあたり個人情報の保護に努めなければならない。

16 調査等

受託者は、受託業務について、横浜市から調査を求められた事項の報告に応じなければならない。

17 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、受託者とこども青少年局が協議し対応するものとする。